

# JIS

## 地理情報—適合性及び試験

JIS X 7105 : 2001

(ISO 19105 : 2000)

(APA)

(2007 確認)

平成 13 年 8 月 25 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

## まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、財団法人日本測量調査技術協会 (APA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣・国土交通大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、ISO 19105 : 2000 (Geographic information—Conformance and testing) を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣・国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS X 7105には、次に示す附属書がある。

附属書A(規定) 適合性の箇条

附属書B(参考) 支持組織

附属書C(参考) 参考文献

---

主務大臣：経済産業大臣・国土交通大臣 制定：平成 13. 8. 25

官報公示：平成 13. 8. 27

原案作成者：財団法人日本測量調査技術協会（〒102-0083 東京都千代田区麹町3丁目2 錦屋ビル TEL 03-3264-4489）

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 杉浦 賢）

審議専門委員会：情報技術専門委員会（委員長 棟上 昭男）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省 産業技術環境局標準課 情報電気標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511(代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文 .....	1
1. 適用範囲 .....	1
2. 適合性 .....	2
2.1 適合性要件 .....	2
2.2 抽象試験項目群 .....	2
3. 定義 .....	2
4. 略号 .....	4
5. 適合性の一般的枠組み .....	4
5.1 一般 .....	4
5.2 適合性の箇条 .....	4
5.3 適合性要件 .....	4
5.4 実装適合性宣言 .....	4
5.5 適合実装 .....	5
6. 適合性試験の方法論 .....	5
6.1 一般 .....	5
6.2 適合性試験の種類 .....	5
6.3 試験用実装補助情報 .....	6
6.4 適合性評価 .....	6
6.5 適合性評価過程に必要な性質 .....	8
7. 試験方法 .....	8
7.1 一般 .....	8
7.2 適合性試験のための手法 .....	8
7.3 適合性試験のための地理情報の領域 .....	9
8. 抽象試験項目群及び実行可能試験項目群 .....	9
8.1 一般 .....	9
8.2 試験目的 .....	10
8.3 抽象試験項目 .....	10
8.4 実行可能試験項目 .....	10
8.5 抽象試験項目と実行可能試験項目との関係 .....	10
附属書A(規定) 適合性の箇条 .....	11
附属書B(参考) 支持組織 .....	15
附属書C(参考) 参考文献 .....	17
解説 .....	18

# 白 紙

## 地理情報—適合性及び試験

X 7105 : 2001  
(ISO 19105 : 2000)

## Geographic information—Conformance and testing

**序文** この規格は、2000年に第1版として発行されたISO 19105 (Geographic information—Conformance and testing) を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。この規格は、ISO/TC211が関与する種々の地理情報規格を基とした日本工業規格(以下、地理情報規格群という。)の一つである。地理情報規格群は、地球上の位置と直接的又は間接的に関連づけられたオブジェクト又は現象に関する情報処理技術のための標準であり、河川、道路などに関する様々なデータを電子化し、各種情報処理の高度化・効率化に適用される。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、原国際規格にない事項である。

**1. 適用範囲** この規格は、ISO/TC211が関与する種々の地理情報規格を基とした日本工業規格(以下、地理情報規格群という。)への適合を宣言するために必要な試験及び基準のための枠組み、概念、並びに方法論を規定する。また、この規格は、抽象試験項目群(以下、ATSという。)を規定する枠組み及び適合性試験中に従わなければならない手続の枠組みを規定する。データ、ソフトウェア製品、サービス、若しくは、プロファイル又は実用標準を含む仕様に対して適合性を要求することができる。

**参考** 実用標準とは、複数の国で現在利用されている地理情報交換のための標準(ISO/TC211が関与する種々の地理情報規格及びそれらを基とした規格を除く。)。詳細は、ISO 19120による。

地理情報規格群への適合を宣言するための試験方法及び適合性の基準を標準化することによって、これらの規格への適合性の検証ができるようになる。地理情報の利用者がデータ交換及びデータ共有を達成するためには、適合性を検証できることが重要となる。

この規格は、適合性試験の過程で種々の異なる段階に適用できる。これらの段階は、次に示す主要な活動によって特徴づけられる。

- a) 地理情報規格群におけるATSの定義。
- b) 地理情報規格群における試験方法の定義。
- c) 特定の依頼者のために試験機関で行われる適合性評価過程。最終成果は、適合性試験報告書。

この規格は、地理情報規格群のための適合性試験において従わなければならない要件を規定するとともに、その手続のための指針を与える。この規格は、次の目的を満足するために必要な情報だけを含む。

- a) 適合性の指針となるように、適切な水準の試験の信頼性を確保する。
- b) 異なる場所で異なるときに行われた同じ試験の結果が、相互に比較できるようにする。
- c) a) 及び b) に示す諸活動に責任をもつ機関間の連携を容易にする。

この規格は、認証の枠組み(適合性試験における管理運用上の手続)についての情報を附属書Bに示す。

次の事項は、この規格の適用範囲外とする。

- a) 調達上及び契約上の要件に関する事項。
- b) 特定の応用又はシステムに固有の試験方法による試験。
- c) 受入れ試験、性能試験及び頑健性試験。

この規格で定める枠組みは、実行可能試験項目群(以下、ETSという。)の概念を含む。ETSは、その性質上標準化できない。したがって、ETSの標準化は、この規格の適用範囲外とする。